

いいじゃん！

安城の が大集合！！

『安城の日』ブース出店募集要項



【開催日時】

令和5年10月21日(土)・22日(日) 9:30から17:00

【会場】

安城産業文化公園デンパーク

(愛知県安城市赤松町梶1番地)

公益財団法人安城都市農業振興協会

開催概要

1 催事名称

安城の「いいじゃん！」が大集合！！『安城の日』

2 催事概要

この秋、デンパークで初開催！！『安城の日』は、安城市内のすごい！をまるごと一堂に集めて開催する業種の垣根を超えた展示・販売イベントです。

地元安城で作られる質の高い製品やサービス、地元の風土に育まれた魅力的な特産物を、県内外から来園されるデンパークのお客さまへ情報発信することにより、地元産業のいっそうの発展や新しい食生活の創造、ゆとりある生活スタイルを広く提案することを目的として開催します。

「安城には、こんないいものがあったんだ」「こんなすごい人がいたんだ」をもっとみんなに知ってほしい！いっぺんきてみりん！！

3 催事日時

令和5年10月21日（土）・22日（日）の2日間

※デンパーク秋季イベント「秋穫祭」内開催（開園時間 9:30 から 17:00）

4 催事会場

安城産業文化公園デンパーク内 水のステージ前広場・マーケット前・デンパーク館前および多目的ホール

（所在地 〒446-0046 愛知県安城市赤松町梶1 TEL:0566-92-7111 / FAX:0566-92-7118）

5 集客計画

開催2日間 延べ10,000人

6 広報宣伝活動

- (1) デンパーク制作 A4 チラシ 20,000 枚
- (2) デンパーク公式ホームページ、SNS、広報あんじょう
- (3) テレビ・ラジオ・新聞社へ向けた積極的なパブリシティ（番組内取材・記事）依頼

など

7 出店条件

- (1) 安城市内の企業または団体、個人事業者であること。
- (2) 安城市内で製造・生産された商品を取り扱っており、デンパーク内において販売または商品紹介が可能であること。
- (3) サービスを提供している事業者は、デンパークの来園者に対して事業内容の明確な紹介が可能であること
- (4) 添付の出店規約に同意のこと

8 催事概要図



9 出店料及び出店箇所イメージ

(1) 出店料

| 出店種別 | 出店サイズ | 出店料 (2日間) | 備考 |
|---------------------|----------------------|--------------|------------------------|
| A区画 (屋内多目的ホール) | 3.0m×3.0m (テントなし) | ¥10,000-(税込) | 3方 パーテーション囲いは主催者が準備します |
| B区画 (屋外マーケット前庇下) | 3.0m×3.0m (テントなし) | ¥10,000-(税込) | 3方 パーテーション囲いは主催者が準備します |
| C区画 (屋外デンパーク館前) | 3.6m×2.7m (テントあり) | ¥15,000-(税込) | テントは主催者が準備します |
| D区画 (屋外デンパーク館前) | 5.4m×3.6m (テントあり) | ¥20,000-(税込) | テントは主催者が準備します |
| E区画 (屋外花木園エリア) | 3.0m×3.0m (テントなし) | ¥6,000-(税込) | 備品無し。平面渡し |

※出店場所・レイアウトは主催者が決定します。

(2) 出店箇所イメージ

A区画 (屋内多目的ホール)



B区画 (屋外マーケット前庇下)



C区画（屋外デンパーク館前）



D区画（屋外デンパーク館前）



E区画（屋外花木園エリア）



10 会場設営及び撤去

(1) 会場設営及び商材搬入

- ア 令和5年10月20日(金) 17:00 から 19:00 まで
- イ 10月21日(土) 8:00 から 9:15 まで
- ウ 10月22日(日) 8:00 から 9:15 まで

(2) 会場撤去及び商材搬出

- ア 令和5年10月21日(土) 17:00 から 19:00 まで
- イ 10月22日(土) 17:00 から 19:00 まで

11 出店申込方法

添付の「申込書『安城の日』出店申込書」に必要事項をご記載のうえ、ファックスまたはメールにてお申し込みください。

12 出店受付期間

令和5年8月31日(木)まで

13 本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人安城都市農業振興協会（安城産業文化公園デンパーク指定管理者）

事業課 運営企画係 佐藤・筒井

TEL:0566-92-7111 / FAX:0566-92-7118 / e-mail:info@denpark.jp

出店規約

1 出店ブースの転貸などの禁止

出店者は、自社または個人で取得した出店ブースを主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

2 出店物の設置及び撤去

- (1) 出店者は、主催者の定めるスケジュールに沿って出店ブース内の装飾、及び販売用備品の搬入出を行うものとします。
- (2) 会期中の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

3 出店会場の使用

- (1) 宣伝・営業活動はすべて出店小間の中に限られるものとします。
- (2) 各出店者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。
- (3) 装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (4) 上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出店者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

4 出店物の管理と免責

主催者は、会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出店物の損失または損害についてその責任を負いません。

5 商標等保証

出店者は主催者に対し、販売品またはこれに関連する出店品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

6 出店者の義務

出店者は主催者に対し、自己の出店に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

7 出店に係る遵守事項

- (1) 出店においては商品の販売または紹介及び広報活動のみとし、出店会場内においての出店日以外に販売または提供する商品販売やサービスへの契約行為は禁止させていただきます。
- (2) 出店者によるゴミは各自で管理および回収してください。出店者用ゴミ箱に廃棄されていることが確認された場合、別途ごみ処理費用を請求させていただく可能性がございます。
- (3) 排水がある場合は主催者指定場所以外での排水を禁止します。
- (4) 出店者以外は有料入園とします。
- (5) 開園時間前後における出店場所周辺以外の場所へ行かないでください。
- (6) 出店場所での飲酒は禁止とします。また、デンパーク園内は禁煙です。

8 損害賠償

出店者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

9 出店ブース位置の決定

出店ブース位置の指定はできません。主催者にて出店レイアウトを決定のうえ通知します。

10 免責事項

- (1) 主催者は、正当な不可抗力原因により催事の開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。
- (2) 開催当日の天候が雨天の場合でも開催しますが、強い雨や強風等の荒天が予想されている場合は開催中止とさせて頂く場合があります。
- (3) 主催者は、前項「(1)」及び「(2)」によって生じた損害、費用の増加、その他出店者に生じた不利益な事態についての責任を負わないものとします。
- (4) 事故・盗難・紛失・第三者とのトラブル等は、主催者は一切の責任を負いません。
- (5) 出店者と出店者、また、出店者と来園者間で発生した事故・苦情・トラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。
- (6) 売上金の管理保管、両替は主催者では受け付けておりません。
- (7) 運営事務局では広報を目的として、会場風景や出店内容を写真・映像撮影させていただきます。撮影された写真はWebサイトや印刷物にて使用させていただく場合があります。

11 規定の遵守

出店者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

12 規約の追加と変更

出店者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、出店者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

(令和 5年 5月版)